

經濟論叢

第七十五卷 第六號

- 流民續考……………穂積文雄…(1)
- 新中國における工商業の調整について……………三木毅…(16)
- フランスにおける初期マルクス研究の動向……………吉田静一…(34)
- エム・ラヴェリチエンコ
「資本主義諸國における農民の貧困な状態」
- オーグレスメット
「植民地、從屬諸國における農業の衰退」……………富岡裕…(44)
- 資本蓄積……………モーリス・ドップ…(50)
-

〔昭和三十年六月〕

京都大學經濟學會

流民續考

穂積文雄

救災者、皆聚民城郭中、爲粥食之、蒸爲疾疫、及相賂藉、或待哺數日、不得粥而仆、名爲救之、而其實殺之。——宋史三二三。——

わたくしは、さきに、流民考^もをものした。ところが、その對策に入りて、事後策、すなわち、『既流の後に輯ぐもの』におよんで、紙數がつきかけた。そのために、わたくしは、その詳論を他日に期して筆を擱いた。いま、わたくしは、それをはたすべく筆をとる。

流民に對する事後策、すなわち、いうところの『既流の後に輯ぐもの』は、まづ、流民の安泊存恤にはじまるべきであろう。そして、それは食を給し、居を興えることにおいてなりたつといつても過言ではあるまい。そういつてしまえば至極簡單のようである。しかし、それは、かならずしも、そうではない。けだし、多くの場合、多數の饑民が一時に殺到する。當然、そこには混亂が生じがちである。それは想像にたたくないところであろう。だから、それに食を給し、居を興え、救恤の實をあげることは、そう容易なことではないはずである。では、それはいかに行われたか。しばらく、宋の富弼が慶曆八年青州において採つたところの法によつて、それをうかがつてみよう。

まづ、住居については、民間の房屋を提供せしめる。その際、人戸に等第を附し、等級に應じて一定の房屋を提供せしめる。すなわち、州縣坊郭の人戸にあつては、第一等は五間、第二等は三間、第三等は兩間、第四等は一間とする。鄉村等の人戸の場合は、第一等が七間、第二等が五間、第三等が三間、第四等五等が二間である。そして、房數のすくないものには小可の材料で權（權）に蓋造して應ぜしめる。しかし、下等貧農困の人戸で、別に房屋のないものは應ずるを得ない。だから、かならずしも、一例に施行するわけではない。房屋が不足し、老小をすべて安泊することができないときは、寺院・菴觀・門樓・廓廡といえども、できるかぎり、使つて安居をはかる。なお、役人は躬ら親しく、勸誘して、口を量つて、桑土を與え種を貸與するものとする。

つぎに、食についてはどうか。倉廩積むところのものを出すはもちろんのことである。しかし、それにはかぎりがあつた。しかも、流民は多い。したがつてあまねく贍はしがたい。ことごとく救うには、やはり、兼力にまたねばならない。かくして、また、人戸を勸誘して斛斗を出さしめる。その量は、おなじく、人戸に等第を附け、等に分け、等に應じて出さしめる。第一等は二石、第二等は一石五斗、第三等は一石、第四等は七斗、第五等は四斗、客戸は三斗、ただし、いづれもみな、米豆中半して送納する。この場合にも、大きな災害のために、出辨しがたい人戸は免ぜられる。しかし、その間弊倖あるを許さない。有力人戸を透漏し、違背するあらば、その罪輕からずとする。

收納した食料は配給される。配給の方法はつぎのごとくである。まづ、一官が十番を擔當する。そして曆子（票子）を流民に與える。票子にはその頭に印押し、後に餘紙三四張を留め、字號を編定し、係りの吏員が直接に收執し、手分けをして、流民の居所にいたり、流民を全部喚び出し、男女を論ぜず、面接して審問し、それによつ

て、米豆を請領せしめる。他人を差委し、票子を混給し、米豆を胃支することはできない。土居の倉窠、あるいは老年・殘疾、あるいは孤寡・貧丐等の人は、みな一體に票子を給し、銀を受けとる。ただし、孤老院にあつて糧食あるものには重給しない。

米豆の配給量は、每人、一日、一升、十三歳以下は每人、一日、五合、三歳以下の男女には支給しない。

配給係員は早朝に配給所にいたり、仕事をせねばならない。流民をして歸途がおそくなり、晩になり、歸る途中で凍露させてはならない。その代り、役人には酒食を供してこれが優遇に意を用いるとともに、信賞必罰をあきらかにして、その間懈怠詐なきを期する。

役人は、米豆を受け入れた場合には、まづ、管内のどこの人家にそれを寄屯すべきかを看ねばならない。流民の請領に便なるを要する。

そのほか、山林河泊の利の、取つて以て生を爲すべきものあらば、流民のこれをとるを聽るす。その持ち主はそれを禁じてはいけない。

なお、富弱は流民の歸業や、招兵についてもいつているが、それらは、いま問題としていふところとはなれる。だから、ここではふれない。いづれ、後に、述べる機会がある。

かくのごときが富弱の流民を安泊存恤救済する方法である。その特徴として、われわれは、富民をして流民救済に協力せしめること、流民を散處せしむること、票子によつて配給を行うこと、擔當の官吏の賞罰を明らかにして任務を督勵することを指摘することができよう。そして、それらのことは、いづれも、流民の救済においては、きはめて重要な點である。けだし、富民の協力は、救済の能力を擴大する。政府の費用のみをもつてはそれほ

どこにまねく行ふことはできない。とくに、流民が殺到すれば、物資缺乏し、物資が缺乏すれば、物價は騰貴する。それはみやすいところでなければならぬ。そのことを考えれば、政府の費用のみではやりがたく、やつても、充分には行かないことは容易に理解できよう。流民を散處せしむることは、その利がすくなくない。第一、村野に散在すれば、薪水の利がそう不便でない。配給にあたつて、從來のように城郭の中に皆を聚めて粥を煮てこれを食へさせるというやりかたでは、四遠の饑餓せる老弱を毎日城下に奔走屯集せしめることになり、また、饑民はさきを争つてありつこうとする。そこに混亂が生ずる。蹈みたをされて死ぬものも出よう。だからといつて、おとなしく待つていれば何日間も粥にありつけぬことにならう。粥を得るのは強いものばかりということになる。また、その間疫病の發生するおそれもなしとせぬ。これでは、人を救うというのは名ばかりで、その實は人を殺すというものであらう。いま、富弼の方法により、散處安泊せしめ、加うるに票子によつて、しかも、便宜の所で配給すれば、そのようなことは避けられる。さらに、流民が集團すれば騷擾を生ずるおそれがある。白刃を齎つて、由雲市中を掠奪したり、あるいは流賊と化^するをさえ見る。その事例はとほしくない。すてに、流民の影響の項においてみたところのごとくである。散居させて救済することはこの點よりみるも、すこぶる策のよろしきを得たものといふことができよう。票子によりて配給する制は、散處救済と相待つて、配給における上述の混亂を防止するのみならず、また、配給の適正を確保し、その間に姦邪の入る餘地なからしむる功きはめて大なるものあるは多言を要しない。もし、それ、吏の賞罰をあきらかにし、これを督勵することの效果にいたつてはあらためて述べるまでもないところであらう。

だから、當時、世人が、富弼は流民を全活すること百萬と稱したのもあやしむにあたらない。もつとも、富弼自

身はそれは妾であるといつてゐる。ただし、大約通計四五十萬人を下らないと自分でもいっている。しかしながら、この方法は富弼の行つた方法である。いつても、どこでも、この方法が行われたわけではない。だが、富弼の方法はかくすぐれたものである。だから、後世、流民の安泊存恤をいうもの、みな、仰いで以て範となし、天下傳えて以つて式となした。だから、富弼以後は、おおむねこれにならひ、したがつて、これにちかひものが行はれたであらう。そう考えることをさまたげる理由はこれを見出しがたいといつてもさしつかえないのではなからうか。

しかも、なお、そうはいうものの、富弼のほか、あげるに足るべき業績を示した人がないわけでは、かならずしも、ない。たとえば、われわれは、かかるもの一人として、まず宋の滕元發をあげることができる。それでは、かれは、いかなる業績をのこしたか。

滕元發は宋代の人、かつて鄆州の知であつたとき、饑饉があつた。そのとき、かれは、いちややく淮南の米二十萬石を乞うて備となし、さらに、城中の富民をまねき、利を以てかれらに諭し、かれらと約して、流民の受入れ體制をととのえ、そのための席屋二千五百間を一夕にして爲り、いよいよ流民がやつて來るにいたるや、順次に地を授け、鍋炊器用皆な具るを見た。とくに、注目すべきは、流民を規畫するに兵法を用いて部勸をなしたことである。すなわち、その婦女は炊ぎ、子供は水汲みをし、壯者は樵るという具合で、整齊法あり、哲宗が工部侍郎王古をして按視せしめたところ、盧舍道巷、繩を引いて菜布し、肅然たること、陣營のごとくであつたので、大におどろいたといふことである。清の楊景仁のごときはかれを以て富鄭公（富弼）に匹敵するものとなし、「名臣言行錄」に採入せられない理由がわからないといつてゐる。

滕元發が、兵法を以て流民を部勸し、「婦女は炊ぎ、子供は水汲みをし、壯者は樵る」という具合にすると、われ

われはそこに、分業・協業の利を見ることができるのであるが、この點をさらに、強く打ち出すものに、おなじく宋の、袁甫がある。

袁甫は口をきわめて富弼の法とくにその散居分散の法を推稱する。しかしながら、かれは流民を一家のごとく團結して一體とせんことを説く。分散と團結との統一はすなわち、分業であり協業である。袁甫の説くところは、すなわち、まさに、それである。かれはいう。「團結はただ一途のみではない。勞苦を能くするものはその力もちひ、技藝あるものはその業に食み、その間、士たるものあり、庠序に散し、商たたるもの、これをして賢選せしむ、……此れみな分の説なり、これを分かつこといよいよ多くして、これを養うこといよいよ易し、云々」¹⁰⁾かれが分業協業を説いて、「これを分かつこといよいよ多くして、これを養うこといよいよ易し」というとき、かれが、費用の供し易いことを意味していることはいうまでもない。かれは富弼の散居の制を稱揚してこれを急務と説くにあたつてもやはりこの點を主張している。すなわち「およそ贍用の費、惟れ分たば則ち供し易く、止居の地、惟れ分たば足し易し、これ、臣の臆説に非るなり、弼の作すところ、委曲詳盡なり」¹¹⁾といつてゐる。しかしながら、かれが分散分業をいう場合、ただこの點よりのみいうとするは未だかれの意をつくせるものとはいえない。流民聚まれば衆をたのんで騷擾に及ぶをおそるること、また、かれが分散・分業を説く所以のものの一つであることをみおとしてはならない。かれは富弼の分散を稱揚するにあたり、「金陵の諸邑、流民羣聚す。皆淮西より來る、戈を荷い、刃を持ち、白晝肆に掠し、動もすればすなはち殺傷す云々」¹²⁾と警告して居り、又、分業を強調するに際しても、さきに引いた各人にその能くするところを行はしめその長所を發揮せしむることを説いた章句の後に、そうすれば、「則ち、心繫がるところありて、姦の萌すところなし」¹³⁾といつてゐる。もつて這般の消息を知るに足らう。

さきに、われわれは、富弼が配給に粟子を用いるを見た。そして、そこにわれわれは、配給の際ごまかしなどを期する配慮をうかがつた、それは實惠の及ばざるを恐れるによるものでなければならぬこと言を待ちては、しめて知るところではないであろう。まことに、配給において貴むべきは實惠である。實惠が及ばねば配給は無意味に近く、その效はあがらない。そして、われわれは、いま、ここに、この實惠を期して、さらに一新機軸を出した人を見る。それは、宋の鄭剛中その人である。鄭剛中が温州の判であつたとき、饑饉があつて流民が道に載ちた。温州の守は倉を發して流民を賑はさんとして、實惠の饑者に及ばざらんことを恐れた。このとき、鄭剛中は萬錢を以て、毎錢一字を押し、夜、坊巷に出て、饑饉の人に遇へば、一錢を與え、戒めて押字を拭うなかれといつた。そして、つぎの朝、その錢に憑つて米を給した。そこで饑者で米の給にもれたものはなかつたということである。¹⁴⁾

なお、錢といえは、實物を給する代わりに貨幣を給する場合、どさくさに乘じて偽幣を用いるものが出てくるであらう。中國は古來偽幣の横行がはなはだしい。¹⁵⁾ 平常の場合でさえそうである。この様な場合においてそれがいかにはなほだしいかは、けだし、思ひ半ばにすぎないものがあるといつてよからう。偽幣を受けとつたものこそ災なるかなである。それでは救済の實はあがらぬ。そこで、銀を包む紙上には銀匠の姓名を、錢の緋には錢師の氏名をつけさせ、もし、低偽あらば、言に赴き陳告するを得ることとするということを主張するものもあらはれたりするのを、みるにいたつてゐる。

さらに、パール・バックの「大地」の中に、われわれは流民への給食の記述を見出すことができる。例によつて、きわめてヴィヴィッドな描寫である。安泊の状況を知るよすがとしてあげるに足る。つぎのごとくである。

……長い壁が北に盡きて少し行くと、一つの通りがある。そこを多勢の窮民が、井、バケツ、ブリキの容器などの空になつたのを持つて、ぞろぞろ通つている。みんな公設食堂めがけて押し寄せる群集なのだ。王龍一家も、その群れに加はつて押されながら動いていると、とうとう、ムシロ張りの大きな建物の前に出た。みんなその内側になだれこむ。

どつちの建物もその奥の方に、王龍が今までに見たこともない巨大なカマドがあつて、小さい池のような大ナベがのせてある。それがいくつもあつた。大きな木製のフタを開けると、眞白な米が煮えたぎつていて、香ばしい湯氣の香りは、窮民にとつて、最も嬉しいものだ。彼等は大きな集團となつたまま、そのまわりに殺到する。男たちは叫ぶ。母親はその子供等が踏みつぶされるのを心配して金切聲を張り上げる。赤ん坊は泣きたてる。

大ナベのフタをあけた男は大聲でどなつた。

「さあ、みんなが食べきれぬほどあるから、順々に来るんだ。」

しかし、どんなにどなつても、飢えている男女の集團に秩序を亂させまいとすることはむづかしい。彼等は、食事にありつくまで、野獸の如く争う。そのなかに巻きこまれた王龍は、ただ祖父と子供等とを抱えて、離れぬようにするのが精いつばいであつた。その中に大ナベのそばに押されていつた。大きな鉢を出してカユを入れてもらい、銅片一つをわたしたが、その間、押し倒されぬように立つているのが非常な努力であつた。

彼等は往來に出た。みんなでそのカユを立つたまま食べた。腹いっぱい、食べてもまだ残つている。「これをとつておいて、晩に食べよう。」と王龍が言つた。

すると、彼のかたわらに立つていた男——青と赤の特殊な制服を着ている、たぶん、この食堂の番人であろう——がするどい聲でさげすんだ。

「そりや、いかん。腹に入れたものを以外を持ち去つてはならん。」

王龍は不思議に思つてききかえした。

「なんだつて？ おれは銅片をはらつたんだから、腹のなかに入れても、手で持つてつても、お前さんに關係ないぢやないかね。」

男は説明した。

「規則は守らねばならん。このカヌは、銅片一つぐらいのものでなく、食えない人にほどこしているのだが、中には不心得者もいて、このカヌを買つて、うちに持つていつて豚に食わせる。このカヌは人間のためで、豚のためでない。だから一切、持つて行かせないことにしてある。」

王龍はあきれて叫んだ。

「それほどひどい人間がいるものかなあ！」

そうして、またきいた。

「どういふわけで、貧乏人に恵むのだね。恵むのは、どんな方だね。」

男は答えた。

「この都の富豪や貴紳が、なざるのだ。貧しいものを救つて善根を積み、來世の安樂を得ようとする方もあり、また世間から正義の人物だとほめられるためにする方もあるのだ。」

「どんなわけにしても、たしかにえれえ事だな。なかにはほとけごころでなざる方もあるだね。」

その男が何んとも答えないので、王龍は、自分の意見をたしかめるために更に話しかけた。

「とにかく、そんな方も、すこしはいるだね。」

番人は王龍などに取りあつていゝのは面倒だと思つたとみえて、くるりと後を向いて、口笛を吹き出した。その時、子供等が早く歸ろうと王龍の着物を引張つたので、彼はみんなを引き連れて手製の小屋に歸つた。この夏以來、滿腹したのは、これがはじめてなのだ。腹が張ると眠くなる。横になつた一家のものは翌日までぐつすり寝た。

それは一つのケースである。それを以て一般を推すわけには行かぬであらう。さらに、上述のごとき、政府のなすところのものではなくて、民間の慈善家のなすところのものである。また、かたちばかりにせよ、代金を拂うこ

となつてゐる。それに、かならずしも流民のみを対象とする施設ともいえぬ。だが、それにしても、われわれはそれにおいて中國流民の給食施設の中をのぞきみることができるといえよう。さらに、富弼らのむかしといまを比べていろいろと考えさせられるところもすくなくない。しかし、それについては、いま、ここではふれない。

安泊存恤は應急の對策である。臨時の策である。永久のものではない。流民はいつまでもかかえておるべきものではない。おそかれ、はやかれ、いづれは、これを解消せしめねばならぬことになる。しかも、はやければはいほどよい。それでは、それには、いかなる方法があるか。流民解消の方法は、その理想をいえば、なんといつても、流民發生以前の狀態にかえすことではなければならぬであろう。そして、それは、流民を郷里に歸還せしめて舊業に復せしめることにおいてなりたつ。そのためには、まづ歸郷の費用を給し、歸郷の後には、その、かつての田を與えねばならない。歸郷の費を給することの事例は、さきに示したところであるが、いま、さらに富弼のころのみを、ここにつけ加えるならば、それは、要するに、「二麥のまさに熟せんとするを勸會し、諸處の流民ことごとく郷に歸えらんとす、監散官をして五月初一日より算して五月終にいたる一併して流民に支與し、路糧に充作し、以て歸郷に便宜せしむべし」というにつきると、いつてもよいであろう。歸郷の費を給することは、いまだ、かならずしも、むづかしいことではないといえよう。だが、しかしながら、かつての田を與えらるとなると、ことは、しかく、簡單には行きかねるのではなからうか。流民の發生が天災にもとづく場合なら、いまだ、かならずしも、難事とはいえないかのごとくである。一定の、それも比較的みじかい期間がすぎれば歸郷できるわけであるから土地の占有關係にさしたる變化も見られないであらうし、またたとい變化があつたとしても、原狀に復元することがさうむづ

かしくないようにもみえる。ちよつと考えると、そうもおもわれよう。しかし、かならずしもそうではない。われわれはつぎの事情を考慮に入れねばならない。そもそも流民対策において歸業が重視せられる所以のものは、ほかでもない。流民が発生すれば、無主の田を生ずる。無主の田は荒廢する。田土が荒廢すれば收穫が激減する。結局は政府の財用が缺乏を告げるにいたる。それだからである。もちろん、そればかりというのはいいすぎであろう。しかし、それが、もつとも重大な原因の一であることはいなみがたいところである。だから、政府としては、なによりも、無主の田なからしむることを望む。そこで、何人にもあれ、無主の田の耕作を願ひ出るものあれば、(これを請射という)政府としてはよろこんで、これを許すことになるは見やすきところでないならぬ。げんに、宋の時代には、この場合、租税の減免さえみとめ、數年耕作を續ければ、その土地を與えてさへいる。¹⁹⁾すると切角歸郷してもかつての田がないということになる。そこで、そのような場合には他の官田でもつて還給せねばならない。ことに、兼併や動亂の結果として發生したる流民の場合には事情は一層むづかしいことは推想にかたくないところであらう。

しかし、さいわいにして歸業できたとしても、それだけでは、實は、いまだ、充分とはいえない。けだし、農民が流亡すれば、豪族大姓はその田を兼併冒僞しがちである。しかるに、兼併は請射・歸業を阻害し、冒僞は租税の遁脱に出て政府財用の不足の勢を助長する。政府財用の不足は重賦厚斂を招來し、重賦厚斂は農民の流亡を促進する。そして、農民の流亡は豪族大姓の兼併・冒僞を拍車づけ、豪族大姓の兼併冒僞は農民の請射歸業を阻害し、政府財用の不足をみちびく。かく、因は果となり、果は因となり、惡循環の連續は絶えず、その弊はすすんできはまるところを知らぬこととなる。こころみに宋史食貨志をよめば這般の事情は歴々これを指摘しうる。²⁰⁾そこで、農民たち

が立ち行くよう考慮を払い、施策をめぐらさなければならぬ。すなわち、種糧器具を缺くものには官よりこれを貸與し、または繙錢を貸與して、それを賄うを得しめる。最初の間は租税を減免するなど、なほはなければならぬであらう。もつとも、かくのごときは、やがて、ふたたび流亡することなからしめんとする策にほかならないとも見ることができる。かくてそこに、われわれは、流民對策における、流民發生予防策、すなわち、いうところの、「民を未流の先に撫する」所以のものに通ずるものをうかがう。そして、流民發生の予防策といえは、右の兼併・冒偽を抑壓するためには、土地の經界を正すを要することになるが、それはまたおなじく予防策としてすでに前考においてあきらかにしたところのごとくである。しかしながら、それはともかく、そのことがいかにかたいかは、その典型ともいふべき均田制の維持が困難で、ついに崩解したことによりてもうかがいうるところであらう。まことに、經界を正し、田を均括して民の名田をかぎり、その限外に有るところは、これを官で買上げて公田とすれば、公田よりの收入が増す。だから、それだけ、租税を輕減するを得ることになる。それも考へられよう。しかし、經界を正すことは窮閭下戸はこれを願うであらう。しかし豪族大姓はこれをよろこばないにきまつている。故に、猾吏貪官はその怨を買うことを欲せず、したがつて、その徹底は期しがたい。こうみてくると、流民を歸業せしむることは、一見簡單なるかのごとくして、その實なかなか困難であることをみとめなければならぬであらう。これ、やがて、中國史上に流民がその跡をたたぬ所以であるともいえようか。

天災は一時のことである。その時がすぎれば歸業することもできる。しかし、動亂や兼併や、貪政となると、かならずしも、そうとばかりはかきらない。久しきにわたつて歸業のできぬ場合もありうる。また、かりに歸業はて

きるとしても本人がそれを欲せぬ場合もあろう。それを無理に歸業せしむるは民を逐うものであつて過酷のそしりをまぬがれないであらう。それをおして、無理に歸業させてもその結果は知るべきである。もともと本人にその氣がないのであるから、やがて又逃亡して流民の群に投ずるが落ちてあろう。悪くすると盜とさえなりかねまい。それでは流民對策の目的は達しられないといはねばならない。といつて、いつまでも流民を放置しておくわけには行かない。流民も氣の毒なわけであるが、救濟する側もそういつまでも救濟をつづけて行くのは大變である。流民の安泊は、あくまで、一時的のこととせなければならぬ。そこで、流民の救濟を不必要ならしめるようにせねばならない。といふことは、いいかえれば、流民をしてわれわれのさきに見た流民の生熊より脱却せしめなければならぬ、といふことである。それは、流民をして、その地において自立するを得しめることにはかならない。いわゆる安挿である。それでは安挿の道はいかにあるか。

さきにみた宮闕の安泊の方法の中に見られた流民の口數を量つて桑土を與え、あるいは種を貸すがごときは、すでにある程度、安挿でもあることをみとめることができよう。滕元發や袁甫の流民に分業を行わしむる政策についても、それとちかいかいことがいえるかも知れない。しかし、それにしても、それは、あくまで、ある程度にすぎない。ほんとうの安挿にはまだまだへだたりがあることをいふなみがたい。ほんとうの安挿の方法としては、たとえば、晉のとき、盧松滋の民が流れて荊州に至つた際、荊州の南に滋縣を僑置し、陝西の民が流れて襄陽に至つた際襄水の側に南州を僑置したような場合をあげよう。明の憲宗の成化十二年、項忠なるものが流民を逐うた際、祭酒の周洪謨が流民をあわれみ「流民説」を著わし、前述の東晉時代の例を引いて、それを「流民を安んじてはなはだその道を得た」ものとし、その例に倣うべきを論じ、原傑が命ぜられてその事に蒞み、事が成るを見る。清の張清恪公

伯行は各州縣均しく安挿をなすべきである、ここでは安挿せしめ、かしこでは安挿せしめず、というのでは、安挿せしめるところは流民の聚集かならず多きを致し好ましからぬ結果になる、ただ各處均等に安挿を爲せば養濟おのづから易く、人亦擁擠の患がないであろう、といつてゐる。²⁴⁾ そんなものであろう。

流民は饑民であるを普通とすることは前すでにこれをいつた。²⁵⁾ が、流民は同時に失業者でもあるわけである。だから饑民であり、救濟を受けねばならぬわけである。ゆえに、流民に職を與えれば、やがてこれを自立せしめる所以となるであろう。田土を與えてこれを安挿するということも農業という職を與えるものに外ならないともいえる。そして流民が職を得るのはその多くは、田奴と兵士のそれである。これらは一々事例をあげるの煩に堪へぬところであるが、富弼の流民對策の中にも見られるところを指摘してその狀況を推察するの一助としておこう。富弼はその「救濟流民劄子」の中において、²⁶⁾ 流民一萬人を兵に招いたと述べてかつ、一人は四五人の家族を有つてゐるから、結局四五萬人の流民を救濟したことになるといつてゐる。流民を兵士とすれば流民の救濟と軍備の充實が一舉にしてなる。だから一石二鳥の良策といえるかのごとくである。しかしながら、その場合、兵士の素質低下を見ることなしとしないであろう。また、軍費が膨脹するをさがたいであろう。その結果、重賦厚斂が不可避とならう。そして重賦厚斂は流民を發生せしめることをわすれてはならない。²⁷⁾ このことは、たとえば、宋代名臣の奏狀などにしばしば述べられてゐる。それは前考に引いたところにもうかがえるところである。いまは一々これを引かない。

(1) 拙稿、流民考(經濟論叢、第七十五卷、第一號)

(2) 宋史三二三、富弼、「支散流民斛斗畫一指揮行移」「救濟

流民劄子」(古今圖書集成、經濟彙編、食貨典、九六) 欽定康濟錄、總濟編、等による。

- (3) 拙稿、流民考(1)を見よ
- (4) 富弼「救済流民劄子」(2)を見よ
- (5) 同上。
- (6) 宋史、三三三。
- (7) 宋史、三三二、康濟錄、三下、籌濟篇、一六。
- (8) 籌濟編一六。
- (9) 同上。
- (10) 同上。
- (11) 同上。
- (12) 同上。
- (13) 同上。
- (14) 温州志、康濟錄、三下、籌濟篇、一六。
- (15) 支那私幣考(拙著、支那貨幣考所收)
- (16) 康濟錄、四ノ二、六一頁。
- (17) パール・バック著新居格譯「大地」第一部、第一分冊、六一頁。
- (18) (2)を見よ。
- (19) 宋史、一七三、拙稿宋代の農田に就いて、(經濟論叢、第五十四卷、第二號)
- (20) 同上。
- (21) (1)を見よ。

流 民 續 考

- (22) 康濟錄、三下、籌濟編、一六。
- (23) 同上。
- (24) 籌濟編、一六。
- (25) 拙稿、流民考。(1)を見よ
- (26) (2)を見よ。
- (27) 日野開三郎、「支那中世の軍閥」三一頁、大崎富士夫、「富弼の流民救済法」〔東洋の政治經濟〕一七四頁